

○ 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（昭和四十一年文部省・厚生省令第三号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
（新設）	<p>（理学療法士に係る学校又は養成施設の指定基準）</p> <p>第二条 法第十二条第一号の学校又は養成施設に係る令第九条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～十二 （略）</p> <p>2 法第十二条第一号の学校又は養成施設に係る令第九条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>（作業療法に係る学校又は養成施設の指定基準）</p> <p>第三条 法第十二条第一号の学校又は養成施設に係る令第九条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2 法第十二条第一号の学校又は養成施設に係る令第九条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（指定に関する報告事項）</p> <p>第三条の二 令第九条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項</p>	<p>（理学療法士に係る学校又は養成施設の指定基準）</p> <p>第二条 法第十二条第一号の学校又は養成施設に係る令第九条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～十二 （略）</p> <p>2 法第十二条第一号の学校又は養成施設に係る令第九条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>（作業療法に係る学校又は養成施設の指定基準）</p> <p>第三条 法第十二条第一号の学校又は養成施設に係る令第九条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2 法第十二条第一号の学校又は養成施設に係る令第九条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p>

(国の設置する養成施設にあつては、第一号に掲げる事項を除く。)とする。

一 設置者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称）

二 名称
三 位置

四 指定をした年月日及び設置年月日（設置されていない場合にあつては、設置予定年月日）

五 学則（課程、修業年限及び入所定員に関する事項に限る。）

六 長の氏名

（変更の承認又は届出に関する報告）

第五条の二 令第十一條第三項（令第十六條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告は、毎年五月三十一日までに、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期間に係るものを取りまとめて、厚生労働大臣に報告するものとする。

一 変更の承認に係る事項（第四条第一項第八号に掲げる事項及び実習施設を除く。） 当該年の前年の四月一日から当該年の三月三十一日までの期間

二 変更の届出又は通知に係る事項 当該年の前年の五月一日から当該年の四月三十日までの期間

（報告を要する事項）

（新設）

（報告を要する事項）

第六条 令第十二条第一項（令第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三 （略）

2 令第十二条第二項（令第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前項第一号に掲げる事項とする。

（指定の取消しに関する報告事項）

第六条の二 令第十四条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する養成施設にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。

一 設置者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称）
二 名称
三 位置
四 指定を取り消した年月日
五 指定を取り消した理由

（新設）

第六条 令第十二条（令第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～二 （略）

（新設）